

第9章 河川管理の現状

9-1 河川管理区間

9-1-1 管理区間

小丸川は、幹川流路延長 10.2kmの一級河川であり、本川の河口より 10.2km区間と、宮田川 2.5kmの合計 12.7kmを国が管理している。

表 9 1 小丸川水系の直轄管理区間

河川名	上流端	下流端	区間延長 (km)
小丸川	左岸：宮崎県児湯郡木城町大字高城字山塚原 4870 番の 4 地先 右岸：宮崎県児湯郡木城町大字椎木字山宮 1267 番地先	海に至る	10.2
宮田川	左岸：宮崎県児湯郡高鍋町大字上江字市の山 7071 番の 1 地先 右岸：宮崎県児湯郡高鍋町大字上江字市の山 6828 番の 4 地先	海に至る	2.5
合計			12.7



図 9 1 小丸川水系の直轄管理区間

9-1-2 河川区域

大臣管理区間の河川区域面積は、合計 382.6ha であり、そのうち官有地は 78.4%を占め、民有地は約 21.6%が使用されている。

内訳は、低水敷が約 77.5%、堤防敷が約 14.1%、高水敷が約 8.4%となっている。

表 9 2 小丸川直轄管理区間の管理区域面積 (単位: ha)

肝属川水系	低水敷(1号地)		堤防敷(2号地)		高水敷(3号地)		計	
	官有地	民有地	官有地	民有地	官有地	民有地	官有地	民有地
直轄区間	217.5	79.1	53.3	0.5	29.0	3.2	299.8	82.8
比率%	56.8	20.7	14.0	0.1	7.6	0.8	78.4	21.6

(出典: 河川区域内面積区分内訳表(H19.3末現在)国土交通省 宮崎河川国道事務所)

9-2 河川管理施設

小丸川は、堤防の整備率が約 9割と高いが、築堤年次が古い堤防は材料が粗い粒径で構成されていること、嵩上げ・拡幅等の補強により堤体材料が不均一で浸透による堤防破壊が懸念されること、旧川跡の築堤箇所は基盤漏水による堤防の破壊が懸念されることを踏まえ、堤防の安全性を確保するための質的強化が必要である。

また、水門、樋門等の河川管理施設は老朽化の進んだ施設が多いため、堤防も含めた河川管理施設に対して、定期的な巡視・点検を実施し、必要に応じて維持修繕、応急対策等の維持管理を行っている。

表 9 3 直轄管理区間堤防整備状況

大臣管理区間 延長 (km)	施行令2条7号 指定区間 (km)	堤防延長(km)					
		完成堤防	暫定堤防	未施工 区間	小計	不要区間	合計
12.7	0.0	17.1	1.4	0.1	18.6	4.6	23.2

(出典: 直轄河川施設現況調書(H19.3末現在))

表 9 4 直轄区間の主要な河川管理施設整備状況

堰	床止め	排水機場	樋門樋管	陸開門	水門	合計
0	3	0	15	0	2	20

(出典: 国土交通省 宮崎河川国道事務所)

9-3 水防体制

9-3-1 河川情報の概要

小丸川では、流域内にテレメータ雨量観測所、テレメータ水位観測所を設置し、迅速に情報を収集するとともに、これらのデータを用いて河川の水位予測等を行い、流域住民の防災活動等に活用している。

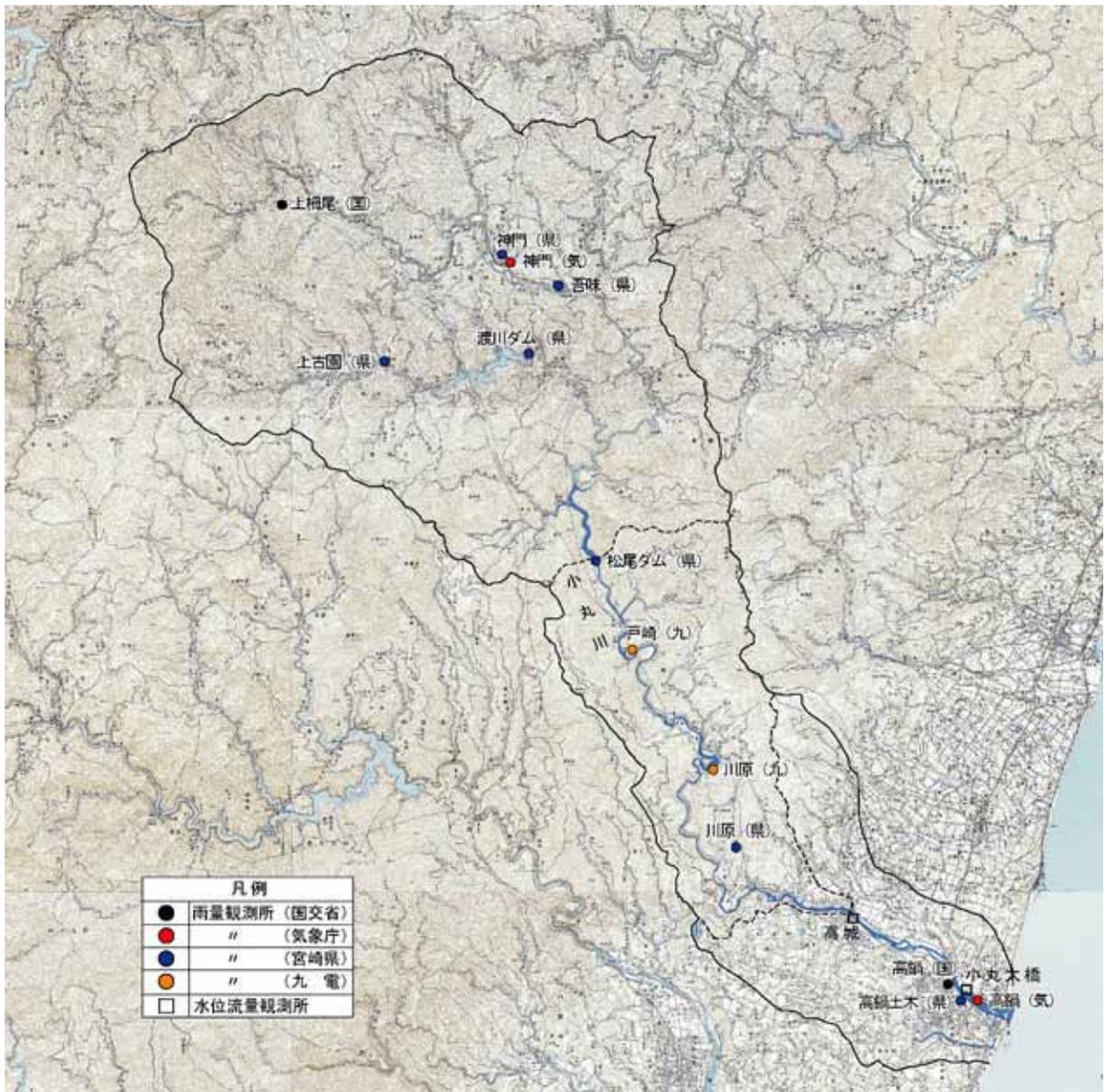


図 9-2 小丸川水系雨量、水位観測所位置図

9-3-2 水防警報の概要

小丸川では、洪水による災害が起こる恐れがある場合に、各水位観測所の水位をもとに水防管理者に対し、河川の巡視や災害の発生防止のための水防活動が迅速かつ、的確に行われるよう水防警報を発令している。

表 9 5 水防警報対象観測所

観測所名	はん濫危険水位 (m)	避難判断水位 (m)	はん濫注意水位 (m)	水防団待機水位 (m)	摘 要
小丸大橋	5.50m	5.00m	3.50m	3.00m	

9-3-3 洪水予報

小丸川は、平成 12 年 3 月より水防法第 10 条及び気象業務法第 14 条に基づき洪水予報指定河川となり、宮崎气象台と共同で洪水予報の発表を行い、流域への適切な情報提供を実施している。

表 9 6 小丸川水系洪水予報実施区域

水系名	河川名	上流端	下流端	洪水予報基準地点
小丸川	小丸川	左岸 ： 宮崎県児湯郡木城町大字 高城字山塚原 4870 番の 4 地先 右岸 ： 宮崎県児湯郡木城町大字 椎木字山宮 1267 番地先	海まで	小丸大橋

9 - 4 危機管理の取り組み

9 - 4 - 1 水防関係団体との連携

「小丸川における水防体制の強化を図るため、水防に関する情報交換を積極的に行うことにより、洪水時等における迅速、的確な水防を遂行すること」を目的とし、小丸川流域の県、市町、警察、消防及び国土交通省によって構成される「小丸川水防関係連絡会」を開催している。



写真 9 1 水防演習

(写真：国土交通省 宮崎河川国道事務所)

9-4-2 洪水危機管理の取り組み

平常時から流域住民の洪水に対する危機管理意識形成を図るとともに、洪水発生時の被害を最小限に抑えるため、浸水想定区域図を公表、また各市町では洪水ハザードマップを作成し、水防計画、避難計画の策定支援等について関係機関や地域住民と連携して推進している。

洪水ハザードマップ

平成14年3月に、小丸川水系に関する浸水想定区域の指定・公表を行っている。これを受けて、小丸川流域関係市町村におけるハザードマップ作成の基盤が形成され、更に国、宮崎県、関係自治体において平成17年4月に設立した「災害情報協議会」により、ハザードマップの作成・普及に関する調整を行ってきた。その結果、平成18年度に高鍋町においてハザードマップが完成し、地元住民の避難誘導等に活用されてきた。木城町においては平成19年度に公表を予定している。

<ハザードマップ作成状況>

H18.7 高鍋町ハザードマップ公表

H20.3 木城町ハザードマップ公表予定



図 9-3 高鍋町ハザードマップ